

第二次大戦後西ドイツの中間層信用問題をめぐる 政策形成と金融機関の役割

三ツ石 郁 夫

I はじめに——研究史と問題の所在——

本稿は、第二次世界大戦後の西ドイツにおいて営業的中間層と呼ばれた手工業や小売業およびその他の中小商工業の諸経営が中長期資本の不足を訴えていた問題を取り上げ、連邦政府(連邦経済省)がこれらの営業的中間層に対して信用供給するために政策を形成・実施する過程を明らかにし、とくにこの過程において、貯蓄銀行を中心とする金融機関が営業的中間層の信用問題解決のために果たした役割を明らかにしようとするものである。

ドイツ史のなかで伝統的な存在として独自の政治経済領域を形成していた中間層は、戦後西ドイツの経済成長のなかで大きな転換を経験しつつあった。ヴァインクラー(Heinrich August Winkler)は、手工業と小売業について、「1970年代末まで、縮小による安定化と簡潔に定式化できる発展を遂げてきた」と述べ、手工業については経営数は減少したが、一経営あたりの就業者数は増加し、また小売業では店舗数は減少したが、一店舗あたりの売上高は増加傾向にあるとし、さらに、「連邦共和国の中間層政策は、とりわけ1960年代以降、小経営を人為的に維持するよりも競争を促進する方向をめざし」、その「政策は、昔の社会的保護主義の諸形態を背

景としてみるかぎり、『相対的に自由主義的である』と評価できる」と述べている¹⁾。

手工業の構造変化については、すでに同時代にトゥフトフェルト(Egon Tuchtfeld)が経営数と就業者数の変化に基づいて3つの発展類型に分類していた²⁾。シャイバニ(Abdolreza Scheybani)はこの手工業の分類を引き継いで、経営数も就業者数も増加している自動車整備工、電気設備工などの拡大型19業種、経営数は減少しているが就業者数は増加している車大工や鍛冶工などの集中型11業種、経営数も就業者数も減少している靴屋、仕立屋などの収縮型17業種を整理し、1950年代には工業の大量生産の拡大、技術革新と経済社会の合理化の進展、つまりは材料と製造方法の革新による手工業的労働世界の構造変化と機能変化、また定住構造の変化と生活水準の上昇が手工業の特定業種の発展動向に影響したとする³⁾。また小売業では大経営化への傾向は手工業より遅れたが、ここではむしろ消費協同組合やチェーンストアへの傾向が大型店舗の増加とともに構造変化として現れ、競争に適応するメンタリティが生まれたとし、シャイバニは戦後の手工業と小売業の経済構造の変化を社会的同質性への帰属意識の変化、そして政府と中間団体の政策における伝統的利害と市場経済的指向性の緊張関係のなかで分析した⁴⁾。

1) Winkler, Heinrich August, *Zwischen Marx und Monopolen. Der deutsche Mittelstand vom Kaiserreich zur Bundesrepublik Deutschland*, Frankfurt am Main 1991, S.15.(後藤俊明・杉原達・奥田隆男・山中浩司訳『ドイツ中間層の政治社会史 1871～1990年』同文館, 1994年12月, 17頁)。

2) Tuchtfeld, Egon, *Strukturwandlungen im Handwerk*, in: *Schriften des Vereins für Socialpolitik*, Neue Folge Bd.26, Berlin 1962, S.480-486.

3) Scheybani, Abdolreza, *Handwerk und Kleinhandel in der Bundesrepublik Deutschland. Sozialökonomischer Wandel und Mittelstandspolitik 1949-1961*, München 1996, S.32, 35f.

こうした研究が営業的中間層の変化を第二次大戦後に見出しているのに対して、マキトリク (Frederick McKittrick) は、ナチ期において手工業が工業との関係のなかで、簿記などの近代的な経営技術を習得し、工業のための下請関係に入るか、あるいは工業製品の取り付けや修理の役割を担うことで変化と転換を果たし、団体制度によって統合されつつ戦後に連続する長期的な工業化過程に入ったと捉えている⁵⁾。

この捉え方は、柳沢治氏が、ヴィンクラーによるナチ期の「不要な階層」としての捉え方とは対照的に、手工業の能力ある優良経営がナチ期の合理化政策と戦時経済体制の関係のなかに組み込まれたとする点で共通性を持っているが、同氏の場合、それだけでなく、営業的中間層が体制に対して反発と抵抗の独自の意識をもって対応をとることになったとする点で、ナチ期に止まらないドイツ経済史全体にわたる独自の位置づけを示すことになっており、それは戦後期の営業的中間層に対する視点としても重視しておかねばならない⁶⁾。

これらの研究において言及されている「営業的中間層」(gewerblicher Mittelstand)とは旧

中間層のなかでも手工業や小売業などの営業経営者を指している。本稿では1950年代のこうした中間層における信用不足問題を取り上げることにするが、この時期の政策議論においては、この用語はそれぞれの全国組織に加盟する手工業と小売業だけでなく、さらに卸売・外国貿易商、ホテル・宿泊業、そして組織に属さない中小経営も幅広く対象として使用されている。本稿では営業的中間層または単に中間層の用語を広い意味で用いるが、これとは別に、市場において大企業と競争関係にあり、合理化と近代化によって生産性を高め、経営的に拡大する可能性をもつ経営として中小経営の用語も使用する⁷⁾。

さて、こうした営業的中間層に対する政策分析については、バイエンブルク-ヴァイデンフェルト (Ursula Beyenburg-Weidenfeld) が、中間層支援政策を例にあげて、連邦経済相エアハルト (Ludwig Erhard) の経済政策の理論・実践問題のなかで論じた。ここでは、新自由主義の競争理論と中間層政策の新自由主義的実践コンセプトならびにその具体的取組が中間層政策を事例として、とくに租税・信用政策の領域で

4) A.a.O., S.87, 110f.

5) McKittrick, Frederick L., *From Craftsmen to Capitalists. German Artisans from Third Reich to the Federal Republic, 1939-1953*, New York, 2016, S.248-251.

6) 柳沢治『ナチス・ドイツと中間層——全体主義の社会的基盤——』日本経済評論社、2017年。

7) 営業的中間層の用語・概念の整理についてはシャイバニの研究が参考になる。用語の区別のために、経営あたりの就業者数や売上高をあげたり、また証券発行によって資金調達することのできない企業とするなどの方法があるが、本稿ではこれをさしあたり政策議論の用語として広く考える。Scheybani, a.a.O., S.15-18. 現代において中間層企業はしばしば家族企業として捉えられているが、ベルクホフは、家族企業としての中間層の古典モデルは1960年代初めにいったん衰え、その後、現代的中間層企業が生まれたとしている。Berghoff, Hartmut, *The End of Family Business? The Mittelstand and German Capitalism in Transition, 1949-2000*, in: *Business History Review*, Vol. 80, Is. 2, 2006, pp.263-295.

8) Beyenburg-Weidenfeld, Ursula, *Wettbewerbstheorie, Wirtschaftspolitik und Mittelstandsförderung 1948-1963. Die Mittelstandspolitik im Spannungsfeld zwischen wettbewerbstheoretischem Anspruch und wirtschaftspolitischem Pragmatismus*, Stuttgart 1992.; Scheybani, S.20. 社会的市場経済における中間層の意義については次を参照。Böhm, Franz, *Die Bedeutung des Mittelstandes und die Ursachen seiner Gefährdung*, in: Rüstow, Alexander et al., *Der mittelständische Unternehmer in der Sozialen Marktwirtschaft*, Ludwigsburg 1956, bes. S.19. シュペーラーは、1957年に成立した競争制限禁止法 (Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen) の理念と現実の相克に関連して、バイエンブルク-ヴァイデンフェルトの研究をあげている。Spoerer, Mark und Jochen Streb, *Neue deutsche Wirtschaftsgeschichte des 20. Jahrhunderts*, München 2013, S.251f.

実証された⁸⁾。彼女は、1950年代において営業的中間層には合理化圧力とともに投資への資金需要が高まった状況に対して、連邦政府が様々な公的資金による中央信用措置、合理化推進措置、そして生産性促進措置などの公的信用プログラムを展開させていく状況を描いた。その場合、公的信用政策は1955年ごろまでとそれ以降との二つの時期に分けられるとする。50年代前半においては中間層への信用支援が前面に現れていたが、50年代後半においては新規設立や移住者などの特定グループに向けた政策、また地域構造改善などを目的として政策に重点が移動したとしている⁹⁾。

バイエンブルク-ヴァイデンフェルトによる政策理念と政策実践の分析は詳細かつ包括的であり、研究史的に重要な意義を持っているが、中間層信用政策の時期区分については、本稿で明らかにするように1955年以降本格的に整備されたとみるべきである。中間層信用問題は、直接には中間層企業と金融機関の間に生じた問題として捉える必要があり、そこに連邦・州政府および中間層団体が問題解決のために介入し、理念と利害関係の調整のなかで中間層信用政策が形成されたのである。

この中間層信用において重要な役割を果たしたのは、ドイツに独自の金融機関として歴史的

に形成されてきた貯蓄銀行と信用協同組合銀行であった。とくに貯蓄銀行は、地域分散的な立地と高いシェアを占める貯蓄預金に基づいて自治体信用と抵当業務を展開してきたが、戦後においては域内の中間層企業を対象とする信用業務の割合を高めた¹⁰⁾。

シュルツ (Günther Schulz) はこうした貯蓄銀行による中間層信用の意義を重視し、戦後、貯蓄銀行は伝統的な住宅金融を業務の軸としつつ、中間層信用も中心的な業務分野の一つにしたとする。1950年以降、その割合は継続的に増加し、貯蓄銀行のすべての与信業務のなかで、手工業や営業、工業への信用の割合は16%から26%に増加した。1950年代半ばから貯蓄銀行が中間層にこのように長期信用をより多く供給し始めた理由として、シュルツは、第一に資本市場への資金供給の増加、第二に金融機関の間における競争激化、そして第三に政治がそれを望んでいたことをあげている。1950年代半ば以降、中間層信用問題は政治的な議論のテーマになっていたのである¹¹⁾。

そこで本稿では次の課題に取り組むことにする。第一にそもそも中間層信用問題とは戦後西ドイツ資本主義の経済発展においていかなる意味と内容をもっていたか、またいかなる要因から生じているのか。つまり戦後復興から高度経

9) Beyenburg-Weidenfeld, a.a.O., S.304-356. 時期区分については316-317頁。なお、すでに同時代に営業的中間層を中小企業として捉え、競争理論の観点から中小企業政策を論じたものとしてエンゲネント-パペッシュの研究がある。Aengenendt-Papesch, Renate, *Die Funktion der Klein- und Mittelbetriebe in der wettbewerblichen Marktwirtschaft*, Köln 1969. 同書は、清成忠男氏によって日本語に翻訳され、「近代経済学の立場から中小企業問題の分析を試みたはじめてのまとまった研究」として紹介されている。同著(清成忠男訳)『中小企業の理論と政策——競争的市場経済における中小企業の諸機能——』文雅堂銀行研究社、1971年。

10) 戦後1953年1月30日に策定された模範定款 (Mustersatzung) では、貯蓄銀行は地域の資金需要を充足するために資金を運用し、とくに対人信用として中間層や低所得階層のために活用すべきであるとされた。Konrad, Oliver, *Die Mittelstandsförderung der Sparkassenorganisation - Anspruch und Wirklichkeit. Eine Analyse der Jahre 1948-1963 unter Beachtung von Wettbewerbsaspekten*, Frankfurt a/M., 2007, S.35. また、拙稿「戦後西ドイツ高度成長期における銀行業の再建と競争——『銀行業における競争の歪み調査』の背景と帰結——」『彦根論叢』第394号、2012年12月；「ワイマール期の金融構造における貯蓄銀行・振替銀行の位置——『金融分業』体制の展開——」『滋賀大学経済学部研究年報』Vol. 8, 2002年3月, 71-93頁参照。

11) Schulz, Günther, *Die Sparkassen vom Ende des Zweiten Weltkriegs bis zur Wiedervereinigung*, in: Pohl, Hans, Bernd Rudolph und Günther Schulz, *Wirtschafts- und Sozialgeschichte der deutschen Sparkassen im 20. Jahrhundert*, Stuttgart 2005, S.274-276. 1960年代における西ドイツ金融機関の競争問題については、拙稿「1960年代における西ドイツ銀行システムの構造変化と競争秩序——『競争の歪み』調査と金利自由化——」『滋賀大学経済学部研究年報』Vol. 22, 2015年11月, 1-25頁, を参照されたい。

済成長へと展開するなかで、営業的中間層と金融市場のそれぞれの構造変化がいかに絡まり合っていたのだろうか。

第二に、その中間層信用問題はいかなる方法によって解決の見通しをえることになったのか。つまり、そこにおいて中間層企業と金融機関、ならびに政策はいかなる役割を果たしたのかという問題である。

そして第三に、連邦政府の中間層信用政策は戦後西ドイツの経済秩序形成においていかなる位置を占めるのかについてであるが、これについてはバイエンブルク-ヴァイデンフェルトが一定の結論を出している。しかし上述したように、そこでは政策の影響は分析されておらず、また政策形成における審議の過程は分析対象となっていない。

こうした課題に取り組むために、本稿は、1955年11月に連邦経済省に利害関係者を集めて設置された営業中間層信用問題作業委員会の議論を分析することを通じて、営業的中間層と呼ばれた手工業と小売業の信用需要のあり方と貯蓄銀行の中間層信用業務の展開、そして政策形成を担った中間層団体と政府官僚層の政策をめぐる議論を分析し、戦後西ドイツ経済が復興から成長へと構造転換しつつある時期における中間層問題の特質を明らかにしようとするものである。

II 中間層信用問題をめぐる政策調整の開始

(1) 中間層団体から連邦経済省への陳情

第二次大戦後、ドイツの中間層企業は常に資本不足の状態にあった。多くの手工業や卸小売業の施設は都市の交通要所に近い場所に立地していたために、戦時中の空爆によって大きな被害を受けたのであるが、戦後の復興政策の重点

は原料・エネルギー資源や大規模工業生産の領域に向けられたために、営業的中間層経営には復興資金が十分に回ってこなかったし、また租税優遇措置もなかったために自己資本による投資も行われなかった¹²⁾。

連邦政府だけでなく、州や占領軍はいずれも、中小経営に対して投資のための資金を支援する必要性を認識していたが、当初、連邦政府にとって信用市場に影響を及ぼす力は限られていた。政府による信用支援としては、米国からの復興支援などをもとにしたERP特別資産、同資産利子および償還積立金、STEG資金、復興信用金庫(Kreditanstalt für Wiederaufbau)基金などを利用して、第二次大戦に起因する被追放者と避難民、そして戦争被害者を対象とした中央信用措置、生産性プログラム、投資特別プログラム等として展開した。1952年にはERP資金をもとにした中間層プログラムが成立し、被追放者信用銀行(Vertriebenenkreditbank、のちの負担調整銀行Lastenausgleichsbank)と復興信用金庫を通じて配分されたが、金額的には限定されていた。そうしたプログラムは中間層からの要望に対応するものというよりも、国際収支改善を意識した輸出産業奨励や戦後民主主義秩序の安定を目的とした中間層支援など多様な目的をもって作成されたプログラムであった。また信用協同組合が長期信用に振り分けた額はわずかであったし、貯蓄預金は短期資金の整理のために使用しなければならなかった¹³⁾。

1955年5月21日、中間層企業の主要な全国組織であるドイツ手工業中央連盟(Zentralverband des Deutschen Handwerks、以下ZDHと略記)、ドイツ卸商・外国貿易総連盟(Gesamtverband des Deutschen Gross- und Aussenhandels)、そしてドイツ小売商総連合(Hauptgemeinschaft des Deutschen Einzelhandels)の3団体は連邦経済省宛てに「商業・手工業の中間層経営の信

12) BArch B102/14799/1, Der zusätzliche bzw. neue Kreditbedarf der mittelständischen Betriebe des westdeutschen Einzelhandels im Jahre 1956, Juni 1956, S.1 f.

用状態」と題する陳情を連名で提出した¹⁴⁾。

それによれば、手工業と商業の中小経営は競争力を高めるために中長期信用を得ることが必要であるが、その調達において困難をきたしている。中間層経営は市場から直接資金を調達できないので金融機関から信用を得なければならぬが、その場合、金融機関は担保を要求する。しかし中小企業はたいていの場合、担保を準備できないことが述べられている。

そこで3団体は、まず中間層のための信用保証協会を連邦経済省が支援することを要求している。次に、信用を得られる場合でも、その調達コストが高いことが指摘されている。とくに貸出と預入の金利差は戦前に比べて2倍になっており、金融機関はコストを引き下げることができるはずなのにそれをしない。連邦経済省は関係団体と協議してこの問題を解決すべきであるとする。さらに、3団体は、そもそも中長期信用のための資金が十分に供給されていないことを問題とする。3団体は、中間層金融機関である貯蓄銀行と信用協同組合と協力し、また商業銀行や場合によっては保険会社の支援をも受けて、中間層のための信用基金を設立することについて、経済省が中心になって検討することを要望するのであった。

これを受けて、連邦経済省の直接の担当者となる第II局局長のミヒェル (Michel) は同年5月27日付の書簡で3団体に回答している。それ

によれば、経済省は中間層信用問題に大きな関心を持っており、近く金融機関と協議する予定であるとし、そこで信用コストの引き下げと金融機関によるリスク引受、対人信用について議論するとのことである。さらに金融機関と協力して信用基金設立についても準備したいと述べている¹⁵⁾。

実際、この時期、中小経営は信用逼迫に直面していた。とくに戦争被害を受けた中小経営は、工場建物や機械設備の再建を進める必要があり、そのうえで技術進歩に対応する経営の近代化や合理化をすすめねばならないが、大企業と比較して信用を容易に受けられず、したがって競争するうえで不利な状況に置かれていた¹⁶⁾。

連邦経済省はこの問題に対応するために9月末に協議し、省内に貯蓄銀行と信用協同組合、さらに手工業・商業関係者を集めて中間層への信用供給問題に関する委員会を設置することを決めた¹⁷⁾。

(2) 連邦議会における中間層調査の動議

こうした連邦経済省における動きと並行して、連邦議会においても与党と野党が調査の必要性を認識し、政府に調査を要請した。

まず1955年10月11日、与党CDU/CSU (キリスト教民主・社会同盟) 会派は中間層への信用供給に関する動議 (Antrag) を提出した。その

13) Beyenburg-Weidenfeld, a.a.O., S.315-335. ERP 特別資産とは、ヨーロッパ復興プログラム (European Recovery Program, 以下、ERP と略記) による米国からの援助物資に対してドイツ国内で「対価勘定」として積み立てられ、1954年 ERP 特別資産として設定された。以後毎年予算計画が編成されている。また STEG (Staatliche Erfassungs-Gesellschaft für öffentliches Gut m.b.H. 以下、STEG と略記) 資金とは米占領軍保有余剰物資の売却収益金を原資とした公的資金。のちに ERP 特別資産と合わせて管理された。1949年からの連邦予算及び公的資金による中間層支援プログラムについては、雑誌 "Sparkasse" 1958年第75巻第22号の375-378頁において整理されているが、ここでは紙幅の関係で省略する。また1953年3月26日に成立した手工業秩序法 (Gesetz zur Ordnung des Handwerks) をめぐる政治経済諸利害の議論と妥協のプロセスについては、マキトリクを参照のこと。McKittrick, a.a.O., S.226-247.

14) BArch B102/14795. Kreditsituation der mittelständischen Betriebe des Handels und des Handwerks, den 21. Mai 1955.

15) BArch B102/14795. Brief des Bundesminister für Wirtschaft vom 27. Mai 1955.

16) C. A. Schleussner, Mittel- und Kleinbetrieb in Kreditnot, in: *Volkswirt. Wirtschafts- und Finanz-Zeitung*, Nr.32, 9. Jg., 13. Aug. 1955, S. 14f.

17) BArch B102/14795. Vermerk des Bundesminister für Wirtschaft vom 4. Oktober 1955.

内容は、いかなる措置によって中間層の信用供給の改善要求が充足されるか検証し、中小経営のさらなる合理化をすすめるために、次の4点を連邦政府は調査すべきというものであった。第一に、投資金融のために利用されている短期信用の中長期信用への借換、第二に、対人信用の拡充、第三に個別プログラムの統合、第四に証券発行資格の拡充の4点である¹⁸⁾。

これに引き続いて、野党SPD(社会民主党)からも「中間階層」(Mittelschichten)の支援に関する動議が連邦議会に提案された。そこでも同様に、連邦政府は、手工業、商業、営業、そして独立自由職からなる中小経営が果たしている社会政策的経済的意義を考慮して、次の4点について報告し、必要な法律を提案せよというものであった。第一には中間層の職業遂行の自由のための措置、第二に連邦と州の間での信用政策の統一、第三に連邦と州の統一的営業支援策に必要な前提、第四に自営業者の年金制度についてである¹⁹⁾。

同年12月16日に開かれた連邦議会第121議会において、SPD議員ランゲ(Lange)は、提案理由について次のように説明している。まず「中間層」の用語は伝統的な身分意識から生まれてきているものであり、戦後西ドイツの基本法と民主的秩序を考慮すると「中間階層」の用語が適切であるとする。その「中間階層」のために信用政策をすすめるには連邦と州が協働する必要がある。さらにドイツ国民は二つの戦争と二つのインフレを経験しており、国民に等しい年金制度をつくるためには独立自営業者にどこまで保証が与えられるべきかと問うている。

これに対して、CDU/CSUのシュテュッケレン(Stücklen)は「中間層」とは政治経済的な

概念であり、そこには手工業や商業、交通業、宿泊業だけでなく、中小工業(Kleine und mittlere Industrie)も含まれているとし、さらに「中間層」政策を考えるときは、独立した中間層政策ではなく、経済政策全体のなかで中間層諸階層の要求に対応した政策措置を考えるべきであると主張し、他方でこれまでの中間層信用政策について、政府は中小経営のために信用供与の支援をしてきたがうまく機能してこなかったゆえ、今後SPDとともに中間層信用の問題に取り組むことを述べている²⁰⁾。

SPDの提案の方がより包括的であるといえるが、いずれにしても与野党が中間層信用問題を重視したのである。こうして中間層団体だけでなく、連邦議会からも要請を受け、連邦経済省は中間層信用問題のために新たな委員会を設けて取り組むことになった。

(3) 作業委員会の審議

「営業中間層信用問題作業委員会」(Arbeitsausschuß für Kreditfragen des gewerblichen Mittelstandes)(以下、作業委員会と略記)第1回会議は1955年11月11日連邦経済省内で開催された。委員長は中間層政策を担当するミヒェルだが、実質的には第II局部長のベツゲン(Baetzgen)が担当した。この委員会メンバーとして、前出のドイツ手工業中央連盟、ドイツ小売業総連合、ドイツ卸商・外国貿易全国連盟だけでなく、さらにドイツホテル・旅館業連盟(Deutscher Hotel- und Gaststättenverband)、ドイツ貯蓄銀行・振替銀行連合(Deutscher Sparkassen- und Giroverband)(以下、DSGVと略記)、ドイツ信用協同組合連合(シュルツェデーリツチュ)(Deutscher Genossenschaftsverband

18) Antrag der Fraktion der CDU/CSU betr. Kreditversorgung des Mittelstandes, BT-Drucksache II/1748, 1955.

19) Antrag der Fraktion der SPD betr. Förderung der Mittelschichten, BT-Drucksache II/1959, 1955. CDU/CSUが「Mittelstand」の用語を使うのに対して、SPDは「Mittelschichten」の用語を使っている。本稿ではそれぞれに「中間層」、「中間階層」の用語をあてる。

20) Plenarprotokoll des Deutschen Bundestages, am 16. Dezember 1955, S.6450-6471.

(Schulze-Delitzsch e.V.), ドイツ・ライファイゼン連合(Deutscher Raiffeisenverband), ドイツ民間銀行全国連合(Bundesverband des privaten Bankgewerbes)の全国8団体から代表が出席した。

以後、作業委員会は第2回会議を12月5日、第3回を1956年1月19日、第4回を2月16日、第5回を3月22日、第6回を5月14日、そして7回目にあたる会議を6月25日の午前中に開き、ここで中間報告を作成し、それを同日午後を開かれた連邦議会中間層問題特別委員会で報告した。そしてさらに8回目にあたる会議を7月17日、9回目を9月13日と15日に開いて最終報告を公表した。

作業委員会は第1回会議の冒頭、委員長ミヒェルが議論すべき問題として、第一に信用額、第二に信用コスト、第三に信用保証の3点を挙げた²¹⁾。

第一の信用額の問題を扱うために、手工業と商業においてどの程度の信用額が必要とされ、その充足のために現状に対してどの程度の追加額とどのような政策措置が必要であるかを検討するとした。手工業と小売業の信用需要調査はそれぞれドイツ手工業中央連盟とIfo研究所(Ifo-Institut)に委託され、結果は翌年6月25日会議において報告された。この調査は1950年代半ばにおいて、手工業と小売業の個別経営が全体としてどれほどの信用需要をどのような目的で必要としていたのかを示すものとして重要であり、その内容は次節の課題とする。

第二の信用コストについては、第1回会議においてDSGV代表のホフマン(Hoffmann)によって「中期信用のコスト」報告が配布され、これをめぐってその後、議論が継続した。ここで中期信用の期間とは、作業委員会では1年から12年までとされたが、ホフマンは一般に金融機関では期間6ヵ月から4年までの信用として

いる。ホフマンによれば、中期信用の場合、貯蓄銀行と信用協同組合では貸付(Darlehen)としてコストが計算されるのに対して、民間信用銀行では交互計算信用の方法で計算されている。4年を超える長期信用の場合、信用銀行と信用協同組合は自己資金から信用を供与するのではなく、第三者から資金を調達し、それを受託者責任において相手先に貸し付ける。中長期信用の目的は投資金融と短期信用の借換であって、短期信用で賄う経常費向け経営資金の強化ではないとしている。

信用銀行と信用協同組合は通例、中期信用を行う場合、貸出金利協定にしたがって計算している。協定によれば、5%の利子と月0.25%(年間3%)の手数料(Provision)となる。これに加えて売上手数料(Umsatzprovision)があるが、それは州によって異なり、1942年に「帝国監督局指針」が出した半年0.5%を超えない率料とされている。以上の3項目がコスト計算料率であるが、ライファイゼン金庫(Raiffeisenbank)のような小規模金融機関や信用銀行のような短期信用金融機関では統一的な料率が決められている。通例コストを総計すると、9%から9.5%となる。これに対して、貯蓄銀行では中期信用において長期信用と同様に固定した利率を適用し、それは平均して約7.5%になっていることである。ただし、最初に1回だけ文書作成手数料(Bearbeitungsgebühr)がかかり、それが1.5%ある。それを貸付期間に分割すると、総計は、貸付期間に応じて7.875%から9%となる。さらに信用コストの実際の料率は、金融機関に提示される担保の種類によっても異ってくる。リスクの低い物的担保のある信用は料率が低くなるし、逆は逆である。

ホフマンは、以上のように信用コストの複雑な実態を期間別金融機関別に説明したのち、中期信用コストは2つの計算方法によっていると

21) BArch B102/14795, Ergebnisprotokoll über die erste Sitzung des Arbeitsausschusses für Kreditfragen des gewerblichen Mittelstandes vom 11. November 1955.

しても実際の負担は同一になっているとしつつ、他方で短期信用ではコスト項目が異なった基準で変動するために、統一的で透明な信用コスト計算方法になることは難しいとしている²²⁾。

このホフマンの報告に基づいて、第4回会議では中期信用の信用コストを引き下げる方法を協議しているが、とくに信用保証協会が引き受ける保証によってコスト引下げが可能かどうか問題であり、金融機関側は、中央銀行であるレンダーバンク (Bank deutscher Länder) の金融政策ないし割引率政策に左右されると主張した²³⁾。

この問題は連邦議会特別委員会との合同会議でも銀行の手数料率が3%で十分かどうかをめぐって議論された。そこでは中間層代表側は引下げ支持だが、金融機関側は制限政策が強まるなら引下げ反対であるとして、意見が一致しなかった²⁴⁾。

第三の保証問題であるが、この問題は中間層への信用供給にとって決定的に重要であった。これについてはとくに次節以降で検討する。

その他の論点として、ERP資金を金融機関が扱う場合に、独自にリスクを担うべきか、あるいは単に委託事務作業を引き受けるのかについて、また信用供与において銀行が過大に保証を要求しているのではないかという問題、さらに租税制度改革による自己資本形成促進策、貸付限度額の引き上げ、ドイツ協同組合金庫 (Deutsche Genossenschaftskasse, 以下 DGK と略記) に証券発行資格が与えられることの意義等についても議論された。

ところで第3回会議の冒頭、ベッツゲンは、作業委員会は中間層信用問題解決のためのいわば勧告 (Empfehlungen) づくりを任務とし、そ

の内容を金融機関代表委員は各団体を通じて個別金融機関へ、中間層団体代表委員は各団体を通じて個別中間層企業へ、そして連邦経済省は連邦内閣府へ周知し、実現に努力するように要請している²⁵⁾。

こうして中間層信用問題への取り組みが始まった。次節では、作業委員会がまず実施した手工業と小売業における信用需要調査を分析し、1950年代半ばにおいて両分野の中間層企業家層が信用に関してどのような要望を持っていたのかを明らかにしよう。

Ⅲ 1950年代半ばにおける営業的中间層の資金需要

(1) 手工業の資金需要

作業委員会からの委託を受けて、ZDHはIfo研究所と協力して、第1表と第2表にあるような手工業を代表する26業種について、就業者50人以下の経営を対象に経営規模と地域を分散させて(西ベルリンを除く)、約13,000枚の調査用紙を配布し、それに対して回答してきた9,298経営の信用需要をもとに、回答した経営の就業者数と全体の就業者数の比率から業種ごとの信用需要全体を推計し、作業委員会に報告した²⁶⁾。

当時、ZDHに加盟している手工業経営は約83万経営、就業者数は400万人以上であった。他方で、連邦統計局が1956年に実施した手工業調査によれば、西ドイツ(ザールラントと西ベルリンを除く)の手工業経営数は75万1,639経営、手工業就業者数は3,624,778人であったから²⁷⁾、ZDHは1割程度多くの手工業を包摂している。

報告では信用を必要としている手工業経営か

22) BArch B102/14795, Hoffmann, Kreditkosten für mittelfristige Kredit.

23) BArch B102/14796/2, Ergebnisprotokoll am 16. Februar 1956.

24) BArch B102/14796/1, Kurzprotokoll am 25. Juni 1956.

25) BArch B102/14795, Ergebnisprotokoll am 19. Januar 1956.

26) BArch B102/14797/1, Bericht über den Kreditbedarf des Handwerks im Bundesgebiet, erstattet am 17. 7. 1956 von Wagner ZDH.

らの回答が集計されているから、信用を必要としない経営や信用充足されている経営については明らかではない。さらに調査対象の信用とは1年以上の中長期信用であることから、短期信用需要も明らかではない。

以上の留保を前提として、ZDHの報告を示すと第1表・第2表の通りとなる。ここには信用を必要としている手工業9,298経営の報告に

基づく需要額と就業者数、借入目的、借入必要期間が業種別に示されている。

まず第1表において信用需要額を全体としてみると、手工業は1956年において設備の改修や増改築、また新規開設や機械・車両・道具類の調達などのために1年以上の信用(借入)として約18億9千万DM(ドイツ・マルク)を新規または追加で必要としている。

第1表 手工業の信用需要と就業者数(1955年)

手工業業種	信用需要 (千DM)	割合(%)	就業者数(人) (1955年平均)	割合(%)
建築・レンガ積み工	230,641	12.2	958,000	23.7
指物師	211,540	11.2	320,900	7.9
自動車整備工	175,656	9.3	157,500	3.9
パン屋	154,507	8.2	241,800	6.0
肉屋	126,955	6.7	179,100	4.4
塗装工	80,656	4.6	230,000	5.7
錠前工	79,308	4.2	121,100	3.0
鍛冶工	66,747	3.5	84,900	2.1
板金細工	65,595	3.4	150,000	3.7
機械工	58,249	3.1	77,900	1.9
電気工	56,038	3.0	106,400	2.6
理髪師	54,835	2.9	162,400	4.0
大工	51,452	2.7	95,600	2.4
靴屋	50,763	2.7	106,100	2.6
皮革職人	47,160	2.5	81,100	2.0
紳士仕立工	44,423	2.4	115,400	2.9
婦人仕立て工	13,866	0.7	131,500	3.3
農業機械工	42,483	2.2	25,800	0.6
時計工	24,664	1.3	27,500	0.7
クリーニング	19,552	1.0	37,600	0.9
車大工	18,854	1.0	31,700	0.8
屋根ふき工	14,057	0.7	42,400	1.0
桶屋・かご細工	9,288	0.5	18,900	0.5
写真家	8,823	0.5	18,200	0.5
染色工	7,053	0.4	15,800	0.4
製本工	4,340	0.2	11,200	0.3
手工業合計	1,889,256	100	4,040,000	100

(出典) BArch B102/14797/1. Bericht über den Kreditbedarf des Handwerks im Bundesgebiet, Tabelle 1.

27) Statistisches Bundesamt, *Handwerkszählung 1956*, H. 7, S.13, Tab. 8. ここでは手工業秩序法に基づく手工業名簿(Handwerksrolle)に登録された経営が把握されている。

その業種別内訳を就業者数の割合と比較してみると興味深いことが明らかになる。信用需要額は手工業業種によって大きく異なっている。建築・レンガ積み工や指物師、自動車整備工やパン屋、肉屋などの戦後高度経済成長に関連する手工業や消費水準の高度化に結びつく手工業はとくに高い信用需要を示しており、また塗装工や錠前工、鍛冶工、板金細工師、機械工、電気工なども戦後発展する機械や電気に関連する手工業として比較的高い信用需要を示している。他方で、靴屋や仕立工、屋根ふき工、桶屋、染

色工や製本工などの伝統的な手工業では信用需要は低い。

つぎに第2表において借入目的をみると、建築・レンガ積工では「機械・車両・道具類の調達」がもっとも高いことから、経営の拡大や生産性上昇を目的として投資しようとする経営割合が多い。また自動車整備工では「経営の新設」がもっとも多く、したがってこの時期の自動車産業の興隆に伴って、中間層経営でも新規設立・新規参入が活発であるといえる。またパン屋や肉屋では「経営設備の修繕・増改築」がもっと

第2表 手工業の信用需要の借入目的と借入期間(1956年)

手工業業種	借入目的 (%)				必要な借入期間 (%)		
	経営設備の修繕・増改築	経営の新設	機械・車両・道具類の調達	その他	中期(1-4年未満)	長期(4-12年未満)	超長期(12年以上)
建築・レンガ積み工	20	19	41	23	38	53	9
指物師	23	31	24	22	28	53	19
自動車整備工	22	51	15	12	16	50	34
パン屋	45	17	36	2	19	61	20
肉屋	59	22	17	2	11	65	24
塗装工	26	28	23	23	25	55	20
錠前工	27	37	27	9	16	53	31
鍛冶工	26	34	23	17	22	59	19
板金細工	28	35	16	21	16	58	26
機械工	13	44	28	15	25	48	27
電気工	22	39	22	17	24	50	26
理髪師	37	31	30	2	22	53	25
大工	25	31	23	21	22	53	25
靴屋	40	26	21	13	20	65	15
皮革職人	36	29	20	15	18	65	17
紳士服仕立工	27	25	25	23	23	48	29
農業機械工	22	42	9	27	9	74	17
時計工	55	25	14	6	18	56	26
クリーニング	26	13	61	-	36	49	15
車大工	37	27	25	11	32	58	10
屋根ふき工	9	39	16	36	28	46	26
婦人服仕立工	33	27	21	19	20	60	20
桶屋・かご細工	28	29	21	22	31	67	2
写真家	34	42	18	6	15	62	23
染色工	11	27	62	-	17	53	30
手工業合計	29	30	26	15	23	56	21

(出典)BArch B102/14797/1. Bericht über den Kreditbedarf des Handwerks im Bundesgebiet, Tabelle 2-3. から作成。

も多く、これは既存経営が設備等の老朽化に対応して更新しようとしていると解釈できる。その他、「経営設備の修繕・増改築」を目的とするのは靴屋、時計工などの伝統的な業種で見受けられ、「経営の新設」では機械工、電気工、農業機械工、屋根ふき工、写真家などの業種、「機械・車両・道具類の調達」ではパン屋、クリーニング、染色工などの業種が比較的高い。

借入期間では、4年以上12年未満の長期借入を必要としている経営がおよそ半分以上であり、これは1950年代前半に投資活動が滞っていたことを反映している。1年以上4年未満の中期信用はそれほど多くない。これは機械設備というよりは、より減価償却期間の短い道具類の調達を目的としているといえる。他方で、12年以上の超長期信用は、自動車工や錠前工などで比較的高い割合を示しているが、ここではそれだけ大規模な資本設備への投資を目的としているといえる。

以上のことをシャイバニによる手工業の3つの発展類型に当てはめてみると、ある意味で当然ではあるが、拡大型と集中型の手工業は活発な資金需要を示し、他方で収縮型手工業の資金需要は低調である。また経営規模別でみると、シャイバニは多くの零細・小規模経営がメンタリティと修業時代の経験に制約されて外部資金を受け入れることに抵抗感を持っていたと指摘している²⁸⁾。

なおZDHは、投資需要とは別に、すでに銀行等から借りている短期信用を中長期に借換えることを目的とした借換需要や納入商品に対する支払い債務返済のための信用についても調査している。それによれば、前者は3億2,900万DM、後者は2億8,100万DMであった。したがって投資信用需要を合わせた中長期信用需要総額

は、全体を合計して約25億DMとなる。

(2) 小売業の資金需要

手工業調査と異なって、小売業調査は、Ifo研究所が独自に小売業の主な17分野から百貨店と消費協同組合を除外した代表的な3,580経営を抽出して調査表を郵送し、このうち返送された1,330経営の回答から作成されたものである。連邦全体で小売業経営数は約50万なので、この調査で把握されている経営の割合は約0.3%である。報告書によれば、調査対象経営の業種別経営規模別分布は全体の分布と比べてあまり相違していないので、全体像を比較的正しく表しているとのことである²⁹⁾。

なお、調査票が返送されてくる時期の1956年5月18日、レンダーバンクが割引率をそれまでの4.5%から5.5%に引き上げている。金融政策が引き締め方針へと転換することによって、信用需要も抑制的になることは調査結果を検討する際には考慮しておく必要がある。これは手工業調査においても同様である。

こうして作成された報告書によれば、第3表に示されるように、1956年に向けた小売商経営の新規・追加信用需要総額は約10億689万DMであり、このうち食料品・嗜好品の小売商は2億8,019万DM、繊維・衣類小売商は2億4,151万DMと大きな信用を必要としている。その他の小売商の信用需要額は4億8,520万DMであった。売上額との比較で高い信用需要を示しているのは、繊維・衣類小売商や家具商などであり、反対に食料品・嗜好品小売商は売上割合に比して信用需要は相対的に低い。

小売商は何を目的として信用を必要としているか。第4表によれば、設備・機械・車両の調達を目的とした借入は食料品・嗜好品やドラッ

28) Scheybani, a.a.O., S.512.

29) BArch B102/14799/1, Der zusätzliche bzw. neue Kreditbedarf der mittelständischen Betriebe des westdeutschen Einzelhandels im Jahre 1956, Untersuchung des Ifo-Instituts für Wirtschaftsforschung, München, e.V., Abteilung Handel, Juni 1956.

第3表 小売商経営における新規・追加借入需要(1956年)

業種 (取扱商品)	新規・追加信用需要		売上(1955年)	
	金額(千 DM)	割合(%)	金額(千 DM)	割合(%)
食料品・嗜好品	280,185	27.83	19,551,286	44.06
繊維・衣類	241,506	23.99	9,285,140	20.92
家具	91,171	9.05	2,021,208	4.55
金具・家庭用品	49,510	4.92	1,489,860	3.36
靴	23,543	2.34	1,602,206	3.61
自動車・自転車	48,895	4.86	1,652,224	3.72
ドラッグストア	21,295	2.11	868,155	1.96
本屋	8,260	0.82	486,125	1.10
電気製品	40,183	3.99	1,175,181	2.65
文具	20,568	2.04	445,188	1.00
時計	17,858	1.77	451,964	1.02
革・礼装品	17,627	1.75	398,304	0.90
写真用品	6,571	0.65	401,070	0.90
事務機器	1,918	0.19	118,754	0.27
ガラス・陶器	13,145	1.31	218,053	0.49
ミシン	4,754	0.47	118,851	0.27
その他	119,904	11.91	4,114,579	9.25
合計	1,006,893	100	44,380,148	100

(出典) BArch B102/14799/1, Der zusätzliche bzw. neue Kreditbedarf der mittelständischen Betriebe des westdeutschen Einzelhandels im Jahre 1956, Tabelle 1.

第4表 小売商経営における借入需要の目的(1956年)

業種 (取扱商品)	設備・機械・ 車両の調達(%)	在庫仕入(%)	店舗新築・増改築(%)	その他 (売掛金補てん等)(%)
食料品・嗜好品	26	10	55	9
繊維・衣類	11	25	60	4
家具	6	22	61	11
金具・家庭用品	6	22	50	22
靴	4	31	63	2
自動車・自転車	1	34	49	16
ドラッグストア	27	32	28	13
本屋	6	32	43	19
電気製品	5	14	48	33
文具	14	13	67	6
時計	11	53	35	1
革・礼装品	11	16	68	5
写真用品	28	15	40	17
事務機器	10	47	32	11
ガラス・陶器	11	7	81	1
ミシン	17	13	39	21
その他	9	25	56	10
合計	15	20	56	9

(出典) BArch B102/14799/1, Der zusätzliche bzw. neue Kreditbedarf der mittelständischen Betriebe des westdeutschen Einzelhandels im Jahre 1956, Tabelle 3.

グストア、写真用品で比較的高いが、全体としては15%と低い。次の在庫仕入目的は、靴、自動車・自転車、ドラッグストア、本、そしてとくに時計と事務機器で非常に高い。これらの小売商は販売の特性上、店に品ぞろえを展開させたり、在庫をストックしておく必要がある。しかし借入目的でもっとも重要なのは、店舗の新築・増改築である。それは全体でも56%と高い割合を示しており、とくに繊維・衣類、家具、文具、革・礼装品、ガラス・陶器を扱う小売商において6割を超えている。さらに売掛金の補てんの目的が電気製品小売商などで高くなっている。

第5表は、調査対象となった小売商経営のなかで、借入に困難があると回答してきた経営の割合とその困難理由の割合を示している。これは手工業調査報告書のなかにはなかった事項であり、大変興味深い。同表によれば、百貨店と消費協同組合を除く全国の小売商のなかで、お

よそ42%の経営が金融機関からの借りに何らかの困難を感じている。とくに繊維・衣類、家具、金具・家庭用品、自動車・自転車、写真用品の小売商では半数近くかそれ以上の経営が信用困難を感じている。その理由を見ると、最も多いのが高金利と担保不足であり、高金利はほとんどの業種で3割から5割近くの小売商があげており、また担保不足は文具を筆頭に3割から4割以上の小売商があげている。

以上をまとめると、小売商の信用需要は食料品と繊維・衣類の販売においてもっとも大きく、過半数のケースで店舗の新築・増改築を目的として長期または超長期の信用を希望し、また時計や事務機器のように在庫を必要とする業種では仕入を目的として中期信用を希望している。こうして小売商は店舗や設備の近代化を求めますが、高金利や担保不足のために信用を十分に受けることができず、それが中間層信用問題として1950年代半ばに広く政府にも認識されるに

第5表 小売商経営における借入需要の目的 (1956年)

業種 (取扱商品)	借入に困難があると申告した企業の割合 (%)	困難の理由 (計100%)			
		必要な借入期間の確保	銀行側の信用力不足	高金利	担保不足
食料品	32	9	12	43	36
繊維・衣類	47	15	13	31	41
家具	49	27	11	27	35
金具・家庭用品	50	15	10	45	30
靴	33	12	24	36	28
自動車・自転車	58	22	11	30	37
ドラッグストア	41	16	12	27	45
本屋	37	22	7	29	42
電気製品	40	6	13	50	31
文具	37	23	7	41	79
時計	43	16	11	30	43
革・礼装品	44	12	12	32	44
写真用品	53	15	15	35	35
事務機器	36	25	15	30	30
ガラス・陶器	29	12	6	47	35
ミシン	30	8	8	42	42
合計	42	15	12	36	37

(出典) BArch B102/14799/1, Der zusätzliche bzw. neue Kreditbedarf der mittelständischen Betriebe des westdeutschen Einzelhandels im Jahre 1956, Tabelle 6.

至ったのである。

(3) 営業的中間層の信用需要の意義

1956年において手工業は1年以上の新規・追加信用需要を約18億9千万DM、小売業は10億689万DMを必要としていた。作業委員会において、ZDH代表のワグナー(Wagner)は手工業の需要額は実際にはこれより大きいとみていたのに対して、小売業代表のグロッセ(Grosse)は反対にこれより小さいとみていた。しかし、作業委員会全体としてはこれらの信用充足だけでなく、保証問題の重要性と短期債務の借換措置が緊急に必要であるとの認識を持っていたから、手工業の短期信用の借換需要3億2,900万DMを合計すると、手工業は約22億1,900

万DMを必要としていたことになる。

こうした信用需要を示す中間層企業は、すでに高度経済成長を始めていたドイツ経済の発展過程に対応して、すべてではないにしても、自ら経営的拡大を展望する意思と能力をもった企業群であるとみなすことができる。

第6表は1950年代における経済諸部門の建物・設備の純資産状況を示したものである。ここに示されている資産額とは、キルナー(Wolfgang Kirner)がそれまでの投資額をもとに推計したもので、建物については100年、設備については27年を耐用年数として合計したものを総資産とし、また純資産ではそれぞれの耐用年数に応じて総資産から減価償却分を毎年減額している³⁰⁾。

第6表 戦後西ドイツにおける諸経済部門の建物・設備純資産(10億DM)

産業部門	建物・設備純資産(10億DM)(1954年価格)				
	1950年	1955年		1960年	
	金額(a)	金額(b)	(b)/(a)	金額(c)	(c)/(b)
農林漁業	27.4	31.8	1.16	40.5	1.27
鉱業・エネルギー	18.8	29.6	1.57	42.8	1.45
原材料生産	16.6	23.7	1.43	37.8	1.59
投資財生産	9.0	14.9	1.66	26.2	1.76
消費財生産	6.2	9.7	1.56	14.8	1.53
食料・嗜好品	4.2	6.5	1.55	9.5	1.46
手工業等の小営業	7.7	8.8	1.14	12.8	1.45
建設	2.1	4.1	1.95	9.2	2.24
商業	12.9	16.5	1.28	25.6	1.55
交通・通信	26.6	34.4	1.29	48.5	1.41
銀行・保険	3.1	3.6	1.16	4.8	1.33
賃貸住宅	85.4	109.9	1.29	149.6	1.36
道路	33.8	35.8	1.06	44.1	1.23
公共サービス	20.1	28.1	1.40	40.4	1.44
その他サービス	14.8	15.9	1.07	20.7	1.30
計	288.7	373.3	1.29	527.3	1.41

(出典) Kirner, W., Struktur und Strukturveränderungen des Anlagevermögens in der Bundesrepublik im Zeitraum von 1950 bis 1960, in: *Schriften des Vereins für Socialpolitik*, N.F. Bd.26, Berlin 1962, S.140. から作成。

30) Kirner, Wolfgang, Struktur und Strukturveränderungen des Anlagevermögens in der Bundesrepublik im Zeitraum von 1950 bis 1960, in: *Schriften des Vereins für Socialpolitik*, N.F. Bd.26 (Wandlungen der Wirtschaftsstruktur in der Bundesrepublik Deutschland), Berlin 1962, S.129-134. ここでの減価償却額は、連邦統計局が適用する償却額よりも低い水準にあるとのことであり、その分、同表では純資産は多めに推計されてくる。

1950年時点の純資産の割合を表の金額から計算すると、農林漁業が9.5%、鉱工業が22.4%、商業・交通が13.7%、公的部門と賃貸住宅を含めたサービス業が54.4%となっている。このうち鉱工業は1960年までに29.0%にまで割合を高めているから、鉱工業の比重が1950年代に大きく高まったといえる。1955年までの増加率を見ると、建設業の1.95倍や投資財産業の1.66倍、鉱業・エネルギー産業の1.57倍などが目立っており、これらの部門で大きく純資産が増加しているが、これに対して「手工業等の小営業」は1.14倍と僅かな増加にとどまり、ここに明確な差が現れている。小売業は独自項目化されていないが、卸売業を含めた商業では1.20倍となっている。これらの数値から1950年代前半には中間層や中小商工業の領域では建物や設備に対する投資活動が少なくとも相対的には立ち遅れていたと言える。

ところが1950年代後半になると、建設業や投資財産業などでは一層活発な投資が進んでいる一方で、「手工業等の小営業」でも純資産が1.45倍となっていることから、ここでも活発な投資が行われるようになった。これは商業においても同様である。ここから1950年代前半から後半にかけて、工業部門は一層投資が活発化したのに加えて、「手工業等の小営業」や商業は同年代前半の停滞から後半の活性化へと転換したということができよう³¹⁾。

「手工業等の小営業」において1955年から1960年にかけて増加した純資産額は約40億 DMである。この金額は、上に見た1956年に向けて手工業が必要としていた18億9千万 DMの信用額に対応するものである。後者の数値には1年

から4年までの期間の信用も算入されているから、必ずしも建物・設備資産になるといえるかどうかかわからないところはあるが、こうした信用需要がある程度充足されていくなかで、1960年までに建物・設備資産が約40億 DM増加したといえる。

1950年代半ばの時点は、連邦政府が中間層信用問題を認識し、中間層を政策的に支援する措置が取られるようになってきた転換点である。信用問題に関して言えば、本節で示されてきた信用需要に対して信用供給が整えられてきたということである。これは、一方で銀行等の金融機関が長期の中間層信用に重点を置くことであり、他方で連邦政府と州政府が中間層信用政策を整備したことである。これらが1950年代後半から1960年代初頭までにどのように展開したかについて、次節で扱うことにしよう。

IV 中間層信用政策の形成過程

(1) 作業委員会 1956 年報告書

作業委員会は1956年10月報告書を公表した。この報告書は、前述のように、その内容において具体的に実現可能な勧告を含んだ政策提案となっていた。以下では、それぞれの内容を報告書の項目にしたがって見てみよう³²⁾。

① 営業支援による経営信用力の改善

冒頭、作業委員会は基本的見解として、中間層経営の信用状態は自己資本装備と密接に関連していると述べている。つまり、信頼できる自己資本基盤を強化することによって信用状態は本質的に改善されうるとする。そこで、自己資

31) アーベルスハウザーは1935年初めから1942年末までの期間に総資産は急速に増加し、そのことは、資産の質的な高さや豊富な熟練労働力の要因とともに、戦後の生産様式の再建にとって重要な前提を創出したと述べているが、第6表はそのことの検証を意図するものではなく、単に1950年代における鉱工業領域の活発な投資活動の加速と同年代後半の中間層領域の活発な投資への転換を示すものである。次を参照。Abelshauer, Werner, *Deutsche Wirtschaftsgeschichte seit 1945*, München 2004, S.69-74.

32) BArch B102/14797/2, Schlußbericht des Arbeitsausschusses für Kreditfragen des gewerblichen Mittelstands. (後に次の雑誌に掲載。Sparkasse, 75.Jg., Heft 22, 15. Nov. 1958, S.368-372.)

本形成を支援するような租税政策、とくに所得税、売上税、営業税にかかわる政策や、信用力を経営面からも改善させる帳簿付け、生産性向上のための経営診断、合理化のための研修が必要であるとし、これらによって金融機関は審査を容易に進めることができ、対人信用の可能性も高まると考えている。そのうえで信用不足問題の解決を検討する。

② 信用需要に対応する追加的資金供給について

前節の調査結果で見た通り、作業委員会は、短期信用については全般的に需要が充足されているが、問題は中長期信用であって、この時点で需要が充足されてないとみている。経営の合理化と近代化のために投資は必要であるが、中長期信用供給が不足している状態では、短期信用が投資目的に利用されることになっている。それゆえその整理も必要となっているが、金融機関では借換のための資金が枯渇している。そこで報告書は、中間層が緊急に必要とするなら、連邦政府が中間層のための信用措置を実施し、新規の信用や借り換えのために資金を準備する必要があることを述べている。

追加的な資金として、まず民間資金形成に関する一般的な措置としては、租税優遇的な貯蓄預金の優遇割合引き上げと措置期間の3年への引き下げ、金融機関の最低準備率を引き下げることによる中間層への資金供給拡大を検討する必要があるとし、さらに既存の資本市場の資金を中間層企業に回すために、生命保険会社の運用資金を利用することや、振替銀行や工業信用銀行などの証券発行によって中間層が利用できる資金を拡大することを提案し、またそのための専門証券発行機関の設置の検討も指摘している。

こうした民間資金を前提として、さらに必要であれば公的資金として、何よりもERP特別資産からの資金供給があげられている。ERP特別資産は、それまで経済政策的な必要性からエネルギー産業や基幹産業に供給されてきたが、

それを中間層企業のために利用するのである。また社会保険や雇用保険の基金を利用すること、そして連邦と州の予算からも合理化と近代化のための資金を中間層に供給することをあげている。最後に作業委員会は公的な信用措置はこれまで数多く実施され、その場合の申請条件も複雑になっていることを考慮して、それらを一覧化し、統合することも指摘している。

③ 信用保証について

中間層企業では伝統的な信用保証である土地を提示できない場合が多く、また自己資本基盤が弱いために対人信用は金融機関に承認されていない。それゆえ作業委員会は、州レベルで設置されている中間層向け信用保証協会(Kreditgarantiegemeinschaft)がとくに重要な役割を果たしうると考えている。しかしこの保証がまだ十分に利用されていないので、作業委員会は同協会の拡充強化だけでなく、協会利用の周知、借換信用申請での利用拡大、利用手続きの簡素化と利用条件の緩和、協会に対する法人税の免除を提案している。連邦政府は、この時すでに、ERP特別資産から1億DMの資金を利用して短期信用の借り換えのための特別保証支援を計画しており、作業委員会は、この措置を歓迎しつつ、さらに州レベルでも連携することを提案している。

④ 信用コスト

中間層企業にとって、この問題は負担軽減のために最も関心のあるテーマである。金融機関が借り手から信用手数料を徴収することは、条例として通用している借方利子協定(Sollzinsabkommen)に定められている。ここで認められている手数料率は、この時期、月最高0.25%であり、戦前と比較すると倍になっていた。中間層団体はこうした料率の倍増を根拠のないものとして反対していたが、他方で金融機関団体は戦後銀行経営の経費増のために手数料が高くなったとし、自己資本割合の低い中小経営に対する貸付ではさらに手数料が高まると主張していた。そこで作業委員会は、金融機関団体に

対して、手数料を貸付先の経営状態に応じて適正な方法で算定するとともに、その算定方法を統一し簡素化することを勧告した。

中間層団体は、信用保証協会が欠損事故保証(Ausfallbürgschaften)を引き受けることによって信用リスクが低下するから、金融機関は信用コストの引き下げを考えるべきであるとしている。これに対して金融機関は、そうした保証の提示は銀行にとっては単に通常の保証にすぎないから、信用保証協会が保証するからといって優遇することはできないと述べている。この対立について、作業委員会は見解を提示していない。

最後に、公的資金による利子補助であるが、作業委員会はこれは有効ではないとみなしている。なぜなら、特定の中間層企業に対して公的資金による利子補助を行うとすると、それは公正な競争条件を歪めてしまうからである。

作業委員会は、報告書のなかで以上のような分析と勧告を行い、それによって営業中間層の信用状態を改善できる糸口が与えられるとし、それゆえ省内の関連担当部局に対しては遅滞なく実施を検討するよう要請し、また経済大臣には他の連邦省庁や州政府に対しても勧告内容の実現を求めた。

(2) 政府・議会における対応の展開

作業委員会による報告書が公表されてから約1年半後の1958年3月25日、連邦経済大臣エアハルトは作業委員会報告の勧告内容について、経済省内部だけでなく、政府・関係機関内部、そして金融機関、連邦中央銀行、資本市場関係者、中間層諸団体(中間層企業経営者)、信用

保証協会に対して働きかけを行い、一部については実現に至ったことを報告した³³⁾。一旦終了した作業委員会は、その後、再度意見交換を行い、新たな問題への対応を始めた。それらは中間層企業の信用需要、信用コスト、信用保証、短期信用の借換などに関する新たな状態についてである。これらについては、経済省から1959年10月9日の日付で報告書として公表された³⁴⁾。

この間、連邦議会においては1958年12月、SPD会派が「中間階層の状態に関する報告書」の提出を政府に対して求めた。SPDは第Ⅱ節に見たように1955年においても中間層の状態に関する調査の動議を提出したが、1958年においては、手工業、商業、営業、その他の自由職などの中間層の自営業者だけでなく、その企業における雇用者の状態に関しても包括的に報告することを求め、さらに注目すべき点として大企業に対する中間階層企業の競争能力の強化のために必要な措置もあわせて報告書に求めた³⁵⁾。

この提案は、その後、連邦議会中間層問題委員会において審議され、同時期に進められていたドイツ経済の集中化に関するアンケート調査に関連させて報告書が作成されることになり³⁶⁾、1960年7月13日に議会に提出された³⁷⁾。

他方で、CDU/CSUとFDPは1962年2月15日に中間層の信用供給に関する調査の動議を提出した³⁸⁾。こちらも同様に1955年において調査依頼を提出したが、1962年においては中小企業への信用供給の発展を競争における地位を考慮して報告するように求めている。ここにはやはりSPDと同様に大企業と中小企業との間

33) BArch B102/14798/2, Durchführung der Empfehlungen im Schlussbericht des "Arbeitsausschusses für Kreditfragen des gewerblichen Mittelstandes" beim Bundesministerium für Wirtschaft, 25. März 1958. (後に次の雑誌に掲載。Sparkasse, 75.Jg., Heft 22, 15. Nov. 1958, S.372-374.)

34) BArch B102/14956/1, Bericht des Arbeitsausschusses.

35) Antrag der Fraktion der SPD betr. Bericht über die Lage der Mittelschichten. BT-Drucksache III/712, 1958.

36) Schriftlicher Bericht des Ausschusses für Mittelstandsfragen über den Antrag der Fraktion der SPD betr. Bericht über die Lage der Mittelschichten. BT-Drucksache III/ 1516, 1960.

で競争の歪みが生じてないか、つまり信用取引において公正な競争が行われているかどうかの関心がある。この調査動議に対して、政府は1963年7月29日報告書を提出した。これは3部に分かれており、第1部は競争上の地位の観点から見た信用供給の発展、第2部は信用供給のためにこれまで取られた措置、第3部は信用供給を今後改善する可能性についてである³⁹⁾。

以下では、SPDの問題意識の重要性を考慮しつつ、本稿の課題限定の関係から1958年3月のエアハルト報告と1963年7月の政府報告書の内容をもとにして、1950年代後半から60年代初頭にかけて中間層信用のためにいかなる政策的対応がとられ、それらによって実態がどのように変化していくことになったかについて、次節で明らかにしたい。

V 中間層信用問題の展開と信用関係の変化

(1) 金融機関による中間層への信用供給

① 資本市場の安定化

1950年代以降、経済成長は、とくに1950年から54年まで年平均で実質8.8%の経済成長率を示し、また55年から58年まで7.2%、59年から63年まで5.7%、さらに64年から67年まで3.6%の実質成長率を示した。こうした高い成長率とそれに伴う所得増加によって貨幣資本形成は大きく進み、このことは1950年代前半までの不安定な金融市場を改善させ、50年代末になると資本市場は長期安定化の方向に向かっていった⁴⁰⁾。

実際、金融機関からすべての企業と個人へ貸

第7表 1962年末における中間層信用の構成

		金額(百万 DM)	割合(%)
中間層企業への信用総額		31,474	100
金融機関別信用額	貯蓄銀行	16,649	52.9
	フォルクスバンク (Volksbank)	5,000	15.9
	ライファイゼン金庫 (Raiffeisenbank)	3,200	10.1
	民間抵当銀行	2,680	8.5
	公法抵当銀行	3,400	10.8
	工業信用銀行 (IKB)	319	1.0
	復興信用公庫 (KfW)	226	0.7
	信用銀行	不明	-
	金融機関から企業と個人への信用総額	156,400	

(出典) Bericht der Bundesregierung, BT-Drucksache IV/1444, 1963, S.7-8から筆者作成。

37) Bericht der Bundesregierung über die wirtschaftliche und gesellschaftliche Lage der in Handwerk, Handel und sonstigen Gewerbe und in den freien Berufen selbständig Tätigen und der bei ihnen oder in ihren Unternehmen beschäftigten Arbeitnehmer gemäß Drucksachen 712, 1516. BT-Drucksache III/2012, 1960. なおこれについては、1962年6月13日のSPDによる再度の調査動議に基づいて、1963年9月10日に新たな統計資料を利用した補足報告書が提出されている。

38) Antrag der Fraktion CDU/CSU, FDP betr. Kreditversorgung des Mittelstandes. BT-Drucksache IV/192, 1962.

39) Bericht der Bundesregierung über die Kreditversorgung der kleinen und mittleren Betriebe in der Wirtschaft, BT-Drucksache IV/1444, 1963.

40) 前掲拙稿「戦後西ドイツ高度成長期における銀行業の再建と競争」『彦根論叢』181-182頁。また Abelshäuser, *Deutsche Wirtschaftsgeschichte*, S.302-309.; 古内博行『現代ドイツ経済の歴史』東京大学出版会, 2007年, 16-17, 117-121頁参照。

し出された信用額(残高)を見ると、1950年には203億5,800万 DMであったのが、この年の額を基準とすると、1955年にはその3.18倍、1960年には6.49倍、1965年には12.06倍へと増加した。しかも各年における長期信用の割合は、1950年に27.9%であったのが、1955年には47.9%、1960年には61.3%、1965年には63.5%へと増加し、ここに資本市場の安定化を見て取ることができる⁴¹⁾。

② 1962年末における中間層信用の構成

こうしたなかで中間層に対する信用はどのような状況であったのか。第7表は1962年末における中間層信用を金融機関別に示したものである。これによれば、中間層企業に供与されている信用額は314億7,400万 DMである。これは大企業を含めたすべての企業と個人に対する信用総額である1,564億 DMの約2割にあたる⁴²⁾。また金融機関別では、信用額の半分以上の52.9%を貯蓄銀行が供与している。さらに信用協同組合のうち、都市中間層を業務基盤とするフォルクスバンク (Volksbank) が15.9%、農村中間層を基盤とするライファイゼン金庫が10.1%となり、主に住宅金融を担う民間と公法

の抵当銀行があわせて19.3%となっている。民間信用銀行は報告がないために不明となっているが、実際には中間層向けに信用を供与することはあまり多くないと推測される。このようにみると、中間層信用のなかでもっとも重要な金融機関は貯蓄銀行であると言える。また中間層信用組合2行を加えると、3行をあわせて1962年の信用額の78.9%を占めており、この3行を中間層金融機関ということができる。

③ 貯蓄銀行の中間層信用

中間層信用においてもっとも重要な役割を果たしている貯蓄銀行の信用額の推移は、次の第8表のとおりである。1955年は、前述のように、中間層団体から信用不足の陳情が寄せられていた時期であり、この年末に貯蓄銀行は約75億 DMの信用を与えていたが、それは1962年末までに約2.2倍の166億4,940万 DMにまで拡大した。この信用額の期間別内訳は、1955年末では短期信用が48.3%と大半を占めていたが、その後短期信用は相対的に割合を縮小させ33%となっている。これに対して中長期信用は1955年において30.5%であったのが、1962年には35.2%へと拡大している。また住宅建設は中間層にとっては

第8表 貯蓄銀行による中間層企業への信用額の推移

年末	短期信用		中長期信用		住宅建設貸付		合計	
	金額 (百万DM)	増加割合	金額 (百万DM)	増加割合	金額 (百万DM)	増加割合	金額 (百万DM)	増加割合
1955	3,619.7	100	2,284.2	100	1,597	100	7,500.9	100
1956	3,672.5	101.5	2,565.0	112.3	1,965	123.0	8,202.5	109.4
1957	3,699.6	102.2	2,733.6	119.7	2,268	142.0	8,701.2	116.0
1958	3,837.5	106.0	3,140.3	137.5	2,627	164.5	9,604.8	128.0
1959	4,031.2	111.4	3,791.4	166.0	3,206	200.8	11,028.6	147.0
1960	4,564.8	126.1	4,366.6	191.2	3,896	244.0	12,827.4	171.0
1961	4,954.1	136.9	4,993.3	218.7	4,561	285.6	14,508.4	193.4
1962	5,494.2	151.8	5,868.2	256.9	5,287	331.1	16,649.4	222.0

(出典) Bericht der Bundesregierung, BT-Drucksache IV/1444, 1963, S.27.

41) Bundesbank (Hg.), *Deutsches Geld- und Bankwesen in Zahlen 1876-1975*, Frankfurt/ M. 1976, S.129-135 u. 148f. ここで長期信用は4年以上の信用である。

42) Bericht der Bundesregierung, BT-Drucksache IV/1444, 1963, S.7-8.

同時に業務向けの長期信用の意義をもつものであり、この割合も同期間に2.1%から3.2%へと増加した。中長期信用と住宅建設貸付は期間中頃から大幅に増加したことが表からわかる。

貯蓄銀行は戦後、中間層に対して資金供給する活動を重視してきたが、こうした中間層信用政策はDSGVの年次報告書からわかる。貯蓄銀行は、1956年には中間層信用のための指導的金融機関という期待に応えようとしているが、なおこの時期には長期資金が回復してこないために中間層には十分な信用が与えられなかった⁴³⁾。1957年には貯蓄銀行が取引している手工業のうちで多くの経営が工業経営に発展し、そうした経営は貯蓄銀行をハウスバンク(主要取引銀行)にするようになっていく⁴⁴⁾。1958年になると、利子率が低下し、信用保証協会による保証が拡大し、公的信用プログラムが中間層信用の問題を解決しつつあるとし、また貯蓄銀行でも信用が正常化し、1経営あたり平均8,860DMが手工業や商業中心に貸し出されている⁴⁵⁾。1960年になると、地域開発等の構造政策に新たな領域が生まれてきた。それは新興住宅地域の開発とそれに伴う手工業と小売業の新たな立地であり、これに貯蓄銀行が関与することになった⁴⁶⁾。そして1961年には、自治体ごとに立地する貯蓄銀行が中間層信用を供給することによって、その地域の多数の手工業やその他の営業経営が工業経営に成長していることが述べられている。そうした経営が資金を必要とするのは、市場競争に対応する技術革新や機械設備のための投資資金であり、ここに短期資金だけでなく、中長期資金がますます重要になっ

ているのであった⁴⁷⁾。

④ 協同組合銀行の中間信用

フォルクスバンクは戦後1949年にフランクフルト a.M.に設立されたDGKのもとに業務を再開し、1952年には西ドイツ全国のおもに中小都市に732組合57万人の会員を組織し、1952年までに信用を15億DMへと増加させていた。1949年の時点で自営商人の約44%、小工場主(Fabrikant)の22%、自営手工業者の19%が加盟し、この割合はのちにもほとんど変わらなかった⁴⁸⁾。1958年には全国で767の営業信用協同組合があり、このうち702組合がフォルクスバンクであった。組合員数は75万人であり、このなかで手工業者と商人・営業者は4分の1ずつ、あとの半分は従業員と労働者、農民、自由職であった。短期信用が主要な業務領域であったが、1952年から58年までに長期信用は5%から18%へとわずかに増加した⁴⁹⁾。

前述したように、フォルクスバンクは1962年末の時点で約50億DMを中間層企業に貸し付け、中間層信用の15.9%を占めている。この金額は、同行が企業に貸し付けている信用額の76%にあたることから、この金融機関が中間層向けに活動していることがよくわかる。もっとも1962年末における信用の各分野別割合は、手工業が23.4%、工業と営業が39.6%、商業が32.2%であるから、信用供給先は伝統的な中間層だけでなく、それ以外の中小経営に多くの割合の資金を供与している。また信用期間では長期信用の割合が25.3%であるために、設備投資のための資金を供給できているとはいいがたい。1957年に協同組合銀行は証券発行権を認められ、預金と

43) DSGV, *Jahresbericht* 1956, S.27f.

44) DSGV, *Jahresbericht* 1957, S.30.

45) DSGV, *Jahresbericht* 1958, S.37.

46) DSGV, *Jahresbericht* 1960, S.39.

47) DSGV, *Jahresbericht* 1961, S.42. 本稿ではこうした実態について立ち入る余裕がなかったが、次の課題としたい。

48) Wolf, Herbert, *Von der Währungsreform bis zum Großbankengesetz (1948-1952)*, in: Hans Pohl (hrsg.), *Geschichte der deutschen Kreditwirtschaft seit 1945*, Frankfurt a/M. 1998, S.97f.

49) Wolf, H., *Von der Großbankengesetz bis zur "Normalisierung" (1953-1958)*, in: H. Pohl (hrsg.), *Geschichte der deutschen Kreditwirtschaft*, S.135.

は別の資金調達手段を得たが、長期信用の割合は貯蓄銀行と比べると低い⁵⁰⁾。

他方でライファイゼン金庫は、1951年には全国に約6,000存在し、多くは農村の小規模な金庫であったが、その後の発展過程において統合するなどして業務能力を高め、都市や都市近郊に立地する金庫も現れた⁵¹⁾。1962年末においてドイツ・ライファイゼン連合に加盟する信用協同組合は中間層企業に対して32億DMを貸し付けている。この金額は、営業的中间層への信用総額の10.1%であり、ライファイゼン信用協同組合が貸し付けている信用総額の39%にあたる。もともとこの信用協同組合は農業金融を目的としていたが、この時期には農村に立地する(手)工業的な企業に対しても信用を与えるようになっていた⁵²⁾。

ここで再度第8表において貯蓄銀行による中長期信用の1956年以降の増加額を見ると、1956年が2億8,080万DM、1957年が1億6,860万DM、1958年が4億670万DM、1959年が6億5,110万DM、1960年が5億7,520万、1961年が6億2,670万DM、1962年が8億7,490万DMとなっており、ここまでの増加額は合計35億8,400万DMとなる。第Ⅲ節でみたように、手工業と小売業の1956年に向けた新規・追加信用需要額は約35億であった。作業委員会ではこうした信用需要額はすぐにすべて充足しなくても、初年は3割から4割を充足し、残額はその後数年に分けて充足することを議論していた。中間層の需要額は、手工業と小売業だけでないこと、他方で金融機関は貯蓄銀行だけでないことを考慮すると、信用需給関係がこうした比較で緩和したとすぐには結論づけられないが、1958年から59年にかけて、また1961年から62年にかけて貯

蓄銀行の中間層信用業務を大きな要因の一つとして緩和の方向に変化したということはできよう。

(2) 信用コストについて

作業委員会がとくに重点をおいて議論したテーマは、大企業が行う証券発行による資金調達と中間層企業が行う銀行借入との間にコストの相違があるのではないかということであったが、この点では結局、本質的な差異はないということになった。双方の場合で実質金利は6.5%から7%であり、この時点で次第に低下する傾向にあるとのことであった。委員会が目にしたのは、中期信用の場合、小口信用でも大口信用でも利子の差異がないことである。実際には利率の違いはあるが、それはむしろ個別経営の支払い能力に由来するものであり、信用額の大小が利率の差には至らないとのことであった。

結局、連邦経済省は1957年3月時点で金融機関諸団体に対して手数料の引き下げを要請したが、実際には中央銀行政策の転換によって、手数料の引き下げが実現していった。

(3) 金融政策と金融市場の変化

① 中央銀行政策の変化

資本市場の安定化と緩和には、連邦銀行の金利政策が大きく関係していた。第1図は、1950年代から60年代初頭におけるレンダーバンクとドイツ連邦銀行の割引率の推移を示したものである。1951年から52年初頭まで割引率は6%の高水準であったのが、その後低下して54年から55年半ばにかけて3%となっていた。55年後半から上昇が始まり、この時期から中間層信用問題が表面化してきた。しかし割引率は56年

50) Bericht der Bundesregierung über die Kreditversorgung, BT-Drucksache IV/1444, 1963, S.7 und 28; DSGV, Jahresbericht 1957, S.30.

51) Wolf, H., Von der Währungsreform bis zum Großbankengesetz, S.98.; Pohl, Manfred, Die Entwicklung des privaten Bankwesens nach 1945. Die Kreditgenossenschaften nach 1945, in: Deutsche Bankengeschichte, Band 3, Frankfurt am Main 1982, S.261.

52) Bericht der Bundesregierung über die Kreditversorgung, S.7.

後半から段階的に低下しはじめ、59年には2.75%の低い水準まで低下していた。その後1960年中頃には制限的金融政策が始まり、割引率は5%に達していたが、年末から再度低下して61年5月5日には3%にまで引き下げられ、それ以後64年初頭まで緩和期が続いている⁵³⁾。

金融機関側からみた貸付利率のうち、短期金利はこの割引率の変動に連動して動いていた。1960年夏の時点で短期信用のコストは手数料を含めて9.5%に達していたが、その後低下して、61年中頃からは7.5%となっている。

これに対して長期金利は短期金利と同じようには動いていない。それは金利規制があるからである。しかし短期の動きに一定程度あわせて、1960年末から貸付と貯蓄の最高利率は低下し、長期貸付利率は6%から7.5%あたりになっている。上記の貯蓄銀行における貸出残高の推移は、この割引率の変化にかなり照応していた。

② 金融機関の準備率について

金融機関の貸出準備率は、1957年8月1日のドイツ連邦銀行法施行とともに、同行の中央銀行評議会(Zentralbankrat)が同法第16条に基づいて決定することになった⁵⁴⁾。1958年のエアハルト報告によれば、作業委員会は金融機関が中間層に貸し付ける場合、その信用額を金融機関の準備率に算入する特別扱いを要請してい

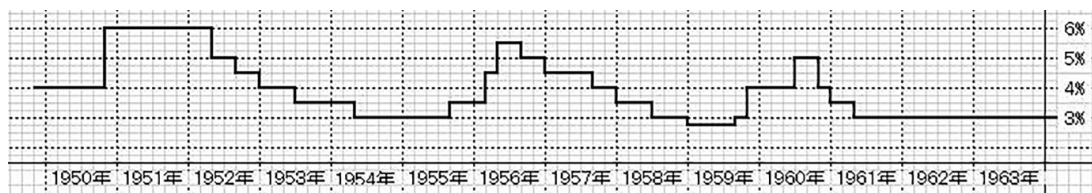
たが、これに対して中央銀行評議会は、最低準備率とは銀行流動性を維持し、金融機関の信用能力を管理するために法律で定められているのであり、したがって作業委員会の要請はこの法律に違反するものであるとして拒否している⁵⁵⁾。

ここでの経済省と連邦中央銀行との間の意見の相違は、中間層政策の基本的な立場の相違を示すものとして興味深い。すなわち、経済省は中間層を特別扱いし、その保護ないし奨励のために公的政策を動員することを主張するが、他方で連邦銀行はそうした特別扱いを拒否し、一般原則に基づく中央銀行の独立性を主張するのである。

③ ドイツ協同組合金庫(DGK)への証券発行権の付与(資本市場資金の活用)

作業委員会ではこの問題について意見が割れていた。DSGVはこれによって新たに資金が形成されることにならないとして反対していたからである。しかし結局、1957年4月ドイツ協同組合金庫第3次修正法によってDGKに10年までの債務証券を発行する権限が与えられ、その収入は各信用協同組合に配分されることになった。この権限は信用協同組合にとって安定した長期資金を確保する意味で非常に重要であった⁵⁶⁾。

さらに作業委員会報告では資本市場資金のな



第1図 ドイツ中央銀行割引率の推移

(出典) *Geschäftsbericht der Deutschen Bundesbank für das Jahr 1959*, S. 34.; *Geschäftsbericht der Deutschen Bundesbank für das Jahr 1963*, S. 13. より作成。

53) Bericht der Bundesregierung, BT-Drucksache IV/1444, 1963, S. 9.; *Geschäftsbericht der Deutschen Bundesbank für das Jahr 1959*, S.34.; *Geschäftsbericht der Deutschen Bundesbank für das Jahr 1963*, S.13.

54) Wolf, H., Von der Großbankengesetz, S.119-123.

55) Durchführung der Empfehlungen, in: *Sparkasse*, 1958, S.372.

かでは生命保険積立金の利用が要請されていたが、これについて、すでに保険会社は DGK と債務証券貸付による中間層信用について包括契約を結んでおり、拡大が検討された⁵⁷⁾。

(4) 連邦・州による中間層支援

作業委員会は、中間層信用問題を基本的に中間層企業と民間金融機関の間で解決すべきと考えていたが、それが難しい場合、公益があつて、他の方法では実施できない場合、連邦ないし州の正規の予算か特別予算から配分されうると考えていた。戦後直後から、公的な信用供与及び補助金プログラムは避難民、追放者、戦争被害者を対象とするだけでなく、中間層経営の合理化と近代化のために支出され、さらに若手支援や新興住宅地立地支援、農村・東部国境地域立地支援へと拡大していた。その内容は非常に多様であるため、本稿においては、連邦と州が実施した公的プログラムをすべて分析することはできないが、1950年代末において連邦と州が営業的中間層支援のために支出した信用と補助金の全体像を示しておく、それは第9表のとおりである。

連邦による支援のなかで、連邦予算の項目には中間層企業が金融機関から信用を得る際の利子に対する補助金が含まれるが、その額は多くはない。負担調整基金は、調整税、連邦・州からの補助金、負担調整銀行が発行する債券などをもとにしている。連邦経済省は連邦雇用庁 (Bundesanstalt für Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung) と交渉し、1956年度以降、同庁の予算から運用可能な資金を営業中間層向けに信用供与することになった。また社会保険基金については、ドイツ社会保険条例 (Reichsversicherungsordnung) 第26条などに基ついて独自に安全な運用方針が定められている。経済省は連邦労働省に対して、年金基金の運用可能資金の運用方針を決定する場合に作業委員会の要請を考慮するように依頼しているということであるが、これらの資金の流れは1962年末においてもじゅうぶん明らかではない⁵⁸⁾。

こうした支援は、直接、中間層企業に移転される場合 (利子補助) と、金融機関を通じて貸付けられる場合があるが、後者では、欠損が生じた場合にそれを政府と金融機関のどちらが負担するかが問題になっていた。1959年末の公的

第9表 連邦と州による営業中間層への信用支援 (1959年末)

	手工業	中小工業	商業	交通	その他	計	
連邦による支援計	827,852	1,806,709	945,158	86,342	235,488	3,901,549	
(内訳)	連邦予算	34,493	146,678	473	14,449	153	196,246
	負担調整基金	555,304	341,870	840,581	20,191	207,754	1,965,700
	ERP 特別資産と復興信用公庫	179,143	1,032,437	80,912	46,306	25,885	1,364,683
	投資支援剰余金	25,582	104,219	23,192	5,396	1,696	160,085
	社会保険	33,330	181,505	-	-	-	214,835
州による支援計	278,613	616,761	63,579	157,327	21,842	1,138,122	

(出典) Bericht der Bundesregierung, BT-Drucksache III/2012, 1960, S.191.

56) Paul, Stephan, Auf dem Weg zur <verbundfokussierten Zentralbank> - Der Wandel des Geschäftsmodells zwischen Marktentwicklung und Finanzmarktregulierung (1949- 2010) , in: Guinnane, Timothy u.a., *Die Geschichte der DZ Bank. Das genossenschaftliche Zentralbankwesen in Deutschland vom 19. Jahrhundert bis heute*, München 2013, S.333f.

57) Durchführung der Empfehlungen, in: *Sparkasse*, 1958, S.373.

58) Durchführung der Empfehlungen, in: *Sparkasse*, 1958, S.373. Bericht der Bundesregierung, BT-Drucksache IV/1444, 1963年, S. 10.

な信用額と補助金額は連邦と州を合わせて合計50億4千万DMとなっているが、これらの支援は基本的に戦時期に由来する負担調整やその後拡大する若手設立支援、地域構造政策に関連する中間層支援であり、上に示した貯蓄銀行の中間層与信額(78億2,200万DM)とは異なった意義を持っているといえる⁵⁹⁾。

1959年10月に公表された作業委員会報告書は、中間層企業が必要としていた中長期信用は、全般的に充足されつつあると述べている⁶⁰⁾。そして1960年の政府報告書は、金融機関が流動性を高めているなかで、信用能力と保証を用意できる中間層企業は信用需要を充足できる状態にあるとの認識を示し、公的資金は限定されているゆえ、それ以降の中間層支援は全般的に行うのではなく、企業設立支援と適応支援に目的を定めて行うとされた。具体的には若手営業者による企業設立や十分な信用保証を準備できない場合の支援、そして自己資本強化を支援するプログラムの整備である⁶¹⁾。また興味深いことに、作業委員会とは別に、SPDが要求した報告書作成のために設置された連邦経済省内「作業グループ中間層」が、連邦議会中間層委員会の意見に対して、政府による利子補助金支給に反対している⁶²⁾。

(5) 信用保証について

信用保証協会は、1954年、手工業や小売業などの全国団体が自助の枠内で各加盟企業の資金調達を支援するために設立されたものである。したがって同協会の設立目的は、中間層企業側

において銀行が要求するような保証を十分に提供できない場合、金融機関に対して保証を引き受けることである。しかし協会が独自に資金的な基盤を確保することは難しかったため、連邦と州が協会の欠損保証額を再保証することによってこの仕組みを機能させることになった⁶³⁾。

作業委員会は、信用保証協会が中間層信用の保証問題の解決に非常に重要な役割を果たすことについて意見の一致をみていた。それゆえ協会組織の強化のため、1957年度以降、ERP特別資産から信用保証協会の資本増額や営業経費のために予算を配分した。さらに短期債務借換のための保証支援として、やはりERP特別資産から予算を立てて再保証を引き受けた。さらに公的資金からの信用供与に対しても信用保証協会が保証可能とする仕組みを整備したのである⁶⁴⁾。

(6) 中間層企業の信用力の改善 (営業支援措置)

① 貯蓄資本形成の進展

1956年作業委員会報告の後、政府は早くも同年10月8日租税優遇適用型貯蓄積立契約に関する条例および同年11月5日所得税法・法人税法修正法を成立させ、これに基づき、貯蓄の据置期間を10年から3年に短縮することにし、この優遇措置を1958年末までの貯蓄申し込みに適用することにした⁶⁵⁾。しかし、このときは既存の貯蓄を移し替えるケースが多かったため、新

59) Institut für Mittelstandsforschung (Hrsg.), *Probleme der Kreditfinanzierung bei Klein- und Mittelbetrieben*, Köln 1964, S.91-93.; シャイバニは中間層信用問題の解決にあたって、公的信用・補助金の意義を重視していない。Scheybani, a.a.O., S.512.

60) BArch B102/14956/1, Bericht des Arbeitsausschusses im Jahre 1958.

61) Bericht der Bundesregierung, BT-Drucksache III/2012, 1960, S.186-190.

62) DSGV, *Jahresbericht 1959*, S.41. なおこの「作業グループ」のメンバーについては未確認であるが、ベッツゲンを中心とした省内官僚グループであると思われる。

63) Institut für Mittelstandsforschung (Hrsg.), *Probleme*, S.125f.

64) *Sparkasse*, 75.Jg., Heft 22, 15. Nov. 1958, S.373.

65) A.a.O., S.372.

たに積み立てられた資金はそれほど多くはなかった。しかし50年代において個人貯蓄を通じた貨幣資本形成とそれによる長期投資への資本移転はますます重要性を増していたため、そのインセンティブは租税優遇制度というよりも1959年5月に成立した貯蓄プレミアム法によって与えられた⁶⁶⁾。この法律は中間層経営の自己資本強化だけでなく、貯蓄銀行に大きな利益を与えた。同行では、1960年1年間に133万件の貯蓄契約の増加、10億2千万DMの預金残高増加を達成したが、そのうちプレミアム(割増金)優遇貯蓄契約申し込みは67万6千件、同残高は5億9,600万DMに上った⁶⁷⁾。

② 短期信用の借換

作業委員会は、投資目的のために借り入れた短期信用を長期に借り換える可能性について議論し、ERP特別資産から信用保証協会に再保証のための資金1億DMを割り当てることが決まったのであるが、この仕組みによる借換は実際にはわずかしか進まなかった。借換額の3分の2は貯蓄銀行が独自資金で中間層企業向けに信用を与えて実施されたのであった⁶⁸⁾。

投資目的の資金を短期信用で受け入れたことは、戦後金融市場における長期資本不足のために生じたことであり、したがってこの借換は戦後期の特殊な状況を解決しようとするものであった。これとは別に、供給者信用についても借換が認められていくことになったが、それは多くの場合、中間層経営の投資が供給者債務として扱われていたという事情であり、その意味ではこの場合もやはり戦後の特殊な資本市場の事情に由来するといえる。

③ 経営相談

これについては中間層の全国組織が関係団体と地方組織に対して、経営相談(Betriebsbe-

ratung)の拡充を要請し、それによって中間層経営の効率性を高めることになった。こうした活動に対して連邦と州は財政支援を行い、実際の経営相談サービスは、手工業会議所やドイツ手工業研究所(Deutsches Handwerks-Institut)、民間企業など手工業と商業の多様な組織によって実施された。相談内容には金融機関への信用申請書の診断なども含まれていた。相談の場所と件数は1958年までに大幅に増加して大きな成果を上げた⁶⁹⁾。

VI おわりに

戦後西ドイツの長期信用市場は、高度成長初期においてはなお不安定であり、信用は短期信用を中心に展開していたが、戦後復興と高度経済成長が進展するなかで国民所得の増加とそれによる貨幣資本形成の高まりによって資本市場の長期安定化の方向が定まった。この過程において経済成長や消費に関連する手工業や小売業などの営業的中間層が投資のために長期資金需要を高めたところに中間層信用問題が生じたのである。別言すれば、中間層信用問題は戦後金融市場と戦後経済成長の独自の状況のなかから生じたものであり、この問題は、政府が信用政策と市場機構を成長のために整備することを通じて、中間層企業と貯蓄銀行などの中間層金融機関との間で解決されていった。

1949年以降、公的に措置された信用や補助金は何よりもまず戦争の帰結を清算し、復興と拡大に重点をおき、さらに経営の合理化と近代化を目的としたプログラムを拡充していたが、1955年以降、中間層からの信用需要の要求が出されたことに対応して、連邦経済省は中間層と金融機関の利害代表者を集めて作業委員会を設

66) Wolf, H., Von der Großbankengesetz, S.143.

67) DSGV, Jahresbericht 1960, S.19

68) BArch B102/14956/1, Bericht des Arbeitsausschusses im Jahre 1958.

69) Durchführung der Empfehlungen, in: Sparkasse, 1958, S.373.

置し、この政策立案の場において信用政策を調整することになった。そこで形成された政策は、中間層保護を目的とするものではなく、むしろ中間層と金融機関の市場的取引関係を整備することによって信用不足問題を解決しようとする市場政策であり、意欲と能力ある中間層経営の発展を支援する生産政策であった。

本稿で扱った中間層信用問題は1963年7月の政府報告書によって解決の見通しをえたといえる。この問題に関わる政策は、従来からの被追放者と避難民、戦争被害者に対する経済的適応支援策とともに、1960年前後からは都市再開発や国境地域における経済構造の改善、後継者による経営設立、新興開発地などにおける経営設立、国際競争による構造変化に対応する経営の適応と転換のための措置へと重点を移していくことになる⁷⁰⁾。

連邦経済省に設置された作業委員会は利害関係者を集めて実際に政策調整する場であり、そこに指針を与えたのは同省の官僚であった。ここで形成された勧告は、一方で政府内部と議会の審議を通じて実践に移され、他方で民間レベルにおいては各全国団体を通じて個別企業と金融機関での実践へと移された。この時期の西ドイツ中間層経済にかかわる政策形成は、こうした秩序政策と利害関係の調整によって特徴づけられていたといえる。

中間層政策の目的が変化したことは、中間層にとっての課題が変化したことに対応している。1957年の競争制限禁止法成立以降、大企業と中小商工業との間の競争問題がしだいに前面にあらわれてきていたのである。1963年1月9日、ZDH会長のシュップラー (Schöppler) は連邦議

会中間層専門委員会において委員長ヴィーニンガー (Wieninger) (CDU/CSU) の質問に答えて、中間層企業は大企業に対して信用コストで0.5%から1%程度の格差をつけられているが、これはもはや大きな問題ではないと述べた⁷¹⁾。このことは中間層企業が、大企業との競争において不利な立場に置かれていることをいうのではなく、市場競争のなかに適応しつつあることを意味している。

前後するが、1962年6月13日の連邦議会審議において、中間層信用供給に関する提案を行った上述のヴィーニンガーは、中小経営の競争状態を改善するために中間層奨励策を進めるが、とくに信用供給は競争能力の維持との関連で重要であるとの認識を示し、その場合、信用保証協会による保証と金融機関による対人信用が整備拡大されることを主張した。それに対して、中間階層の状態に関する提案を行っていた野党SPD議員のランゲは、米国とドイツの経済社会構造の同質性を主張し、また米国において1958年に成立した中小企業法 (Small Business Act) を例に挙げて、中小商工業経営は大企業との関係において、租税・財政政策や社会政策、経済政策や市場政策などの広汎な政策や法律から不利益を被っているのであって、むしろ均等で公正な競争関係を維持するためには市場においてそれを保証するような特別な条件や領域を確保しなければならず、それゆえそれを目的とする独自の立法が必要であると主張した⁷²⁾。

ここには自由競争をいかにして実現するかに関する二つの見方が示されている。ドイツにおいては中間層 (中小企業) 政策はその後も連邦経済省内部の一部局で担当されることになった

70) Bericht der Bundesregierung, BT-Drucksache IV/1444, 1963, S.10f.

71) BArch B102/99454, Kurzprotokoll der 14. Sitzung des Ausschusses für Mittelstandsfragen am 9. Januar 1963, Anlage 13.

72) Plenarprotokoll des Deutschen Bundestags, am 13. Juni 1962, S.1391-1396.

73) Ahrens, Ralf, Sectoral Subsidies in West German Industrial Policy: Programmatic Objectives and Pragmatic Applications from the 1960s to the 1980s, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, Vol. 58, Is. 1, 2017, p.70.

74) König, Heinz, Vorwort, in: *Schriften des Vereins für Socialpolitik*, N.F. Bd.26, Berlin 1962., S.V-VI.

のであるが、そのことは中間層政策が軽視されたということではない。むしろ中間層政策ないし中小商工業政策を全体の経済政策のなかで現実利害を調整しつつ政策形成し実践したといえる。そのことは、単に中間層政策だけでなく、衰退産業と成長産業の調整や地域政策などの分野において「構造政策」(Strukturpolitik)の名のもとに政府内部で調整されつつ展開したことにも現れている⁷³⁾。

1950年代後半から60年代初頭にかけて、ドイツ資本主義は構造変化の時期を迎えていた⁷⁴⁾。この時期以降、中間層企業は大企業との競争関係のなかでいかに独自の特質を維持発展させたか、貯蓄銀行と信用協同組合銀行はドイツ金融構造にいかなる特質を与えたか、そして競争秩序の理念と政策決定の相克は西ドイツにおける金融・経済政策の形成と調整にいかなる特質を与えたか、これらは今後に残された課題となる。

【付記】

本稿は、科学研究費補助金(基盤研究(C)(一般)課題番号16K03773)による研究成果の一部である。

Financing Problems of the German Mittelstand and Banking Institutions in the Policy Coordination of the Federal Ministry of Economy in West Germany, 1955–1963

Ikuo Mitsuishi

This paper examines how the demand for medium- and long-term capital by German Mittelstand enterprises (SMEs), including the Handwerk and retail trades in the mid-1950s, was met by mobilizing the capital of the banking institutions, especially the savings banks and credit cooperatives, under the regulatory framework and policy coordination of the Working Committee, which the Federal Ministry of Economy set up with delegates from the interested groups of the Mittelstand trades and financial institutions in West Germany. Although impressive economic growth came in the 1950s and investment was high in many industries with public-sector assistance, the Mittelstand firms suffered from the lack of capital necessary to expand their production of goods and services. The ministerial committee drafted guidelines and coordinated the interests of each Mittelstand group and banking institution to solve the problems in a competitive market economy. As individual incomes were restored and the capital market stabilized by the late 1950s, the financial support structure of the Mittelstand economy was built on the regional savings banks, credit cooperatives and credit-guarantee associations, providing them access to external capital in the beginning of the 1960s.